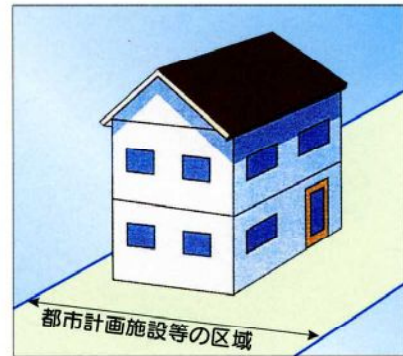


都市計画施設等の区域内における建築について

- ◆ 道路・公園などが都市計画決定されている区域内では、建築物を建てる際に、建築確認に先立って、都市計画法(第53条)による建築許可が必要です。

■ 許可の基準

- 建築の階数が2以下であること。
 - 地階がないこと。
 - 主な構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること。
- をみたく建築物で、容易に移転や除却できるもの。



※主な構造:建築物の構造上重要な部分で、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。

■ 建築物を建てる際の手続きの流れ

通常、建築物を建てる場合

建築基準法による
建築確認申請
(建築指導課)

確認

建 築

都市計画施設等の区域内において、建築物を建てる場合

都市計画法による
建築許可申請
(都市計画課)

許可

建築基準法による
建築確認申請
(建築指導課)

確認

建 築

■ 都市計画に関するお問い合わせは…………… TEL 224-1111

第53条の建築許可の申請などに関すること	鹿児島市 都市計画部 都市計画課	内線:3404
道路区域などに関すること	鹿児島市 道路部 街路整備課	内線:3463
公園区域に関すること	鹿児島市 建設管理部 公園緑化課	内線:3352

■ 建築確認申請に関するお問い合わせは…………… TEL 224-1111

鹿児島市 建築部 建築指導課 内線:3336~3339